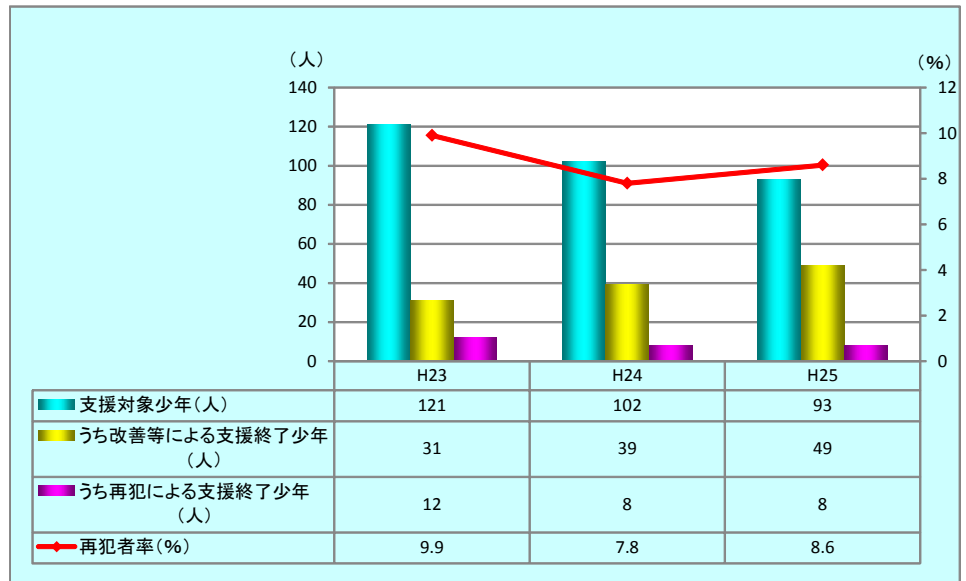


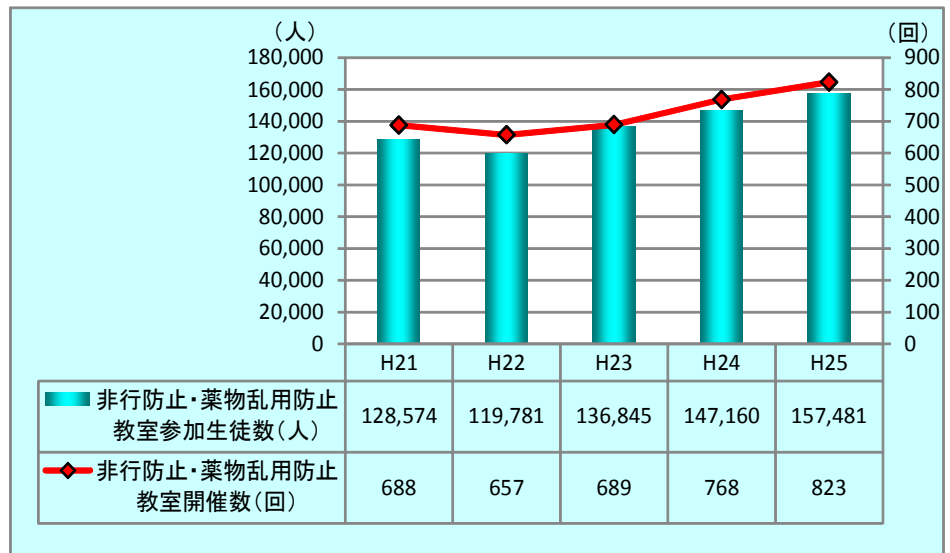
平成25年政策評価結果報告書

基本目標	犯罪の起きにくい社会づくりの推進
施策名	少年の非行防止・保護総合対策の推進
施策目標	少年の非行防止・少年の立ち直り支援対策、犯罪等からの少年の保護及び児童虐待への適切な対応
実績(成果)	<ol style="list-style-type: none"> 少年に手を差し伸べる立ち直り支援状況 少年93人に対する立ち直り支援を行った結果、改善等により49人の支援を終了しました。 非行防止教室・薬物乱用防止教室開催状況 非行防止教室開催回数 331回(前年比+36回) 薬物乱用防止教室開催回数 492回(前年比+19回) 福祉犯検挙状況 検挙件数 372件(前年比-17件) 検挙人員 395人(前年比-12人) 被害児童数 352人(前年比+1人) スクール・サポーター派遣状況(年度統計) ※平成26年2月末現在 派遣校数 20校(前年度同期比+4校) 児童虐待事案の状況 児童虐待事案情報件数 1,568件(前年比+77件) 児童通告件数 1,255件(前年比+255件) 児童通告人員 2,087人(前年比+442人)
推進結果	<ol style="list-style-type: none"> 少年の非行防止・少年の立ち直り支援対策の推進 (1) 非行少年の検挙や関係機関・団体と連携した不良行為少年に対する街頭補導活動、非行防止教室の開催などの諸活動を通じ、少年の健全育成に向けた取組を推進しました。 (2) 非行等、問題を抱えた少年に対する指導・助言を始め、関係機関・団体と連携した農業体験活動等を通じて、少年に手を差し伸べる立ち直り支援を実施するとともに、少年を見守る社会気運の醸成への取組を推進しました。 犯罪等からの少年の保護対策の推進 (1) 少年の福祉を害する福祉犯罪の取締りを推進し、ファイル共有ソフト利用の児童ポルノ公然陳列事件を検挙するなど、取締りを強化しました。 (2) フィルタリングの普及促進に向けた関係事業者への要請活動や広報啓発活動などを推進し、有害環境の浄化を図りました。 いじめを含む児童生徒の問題行動等に対する学校と連携した的確な対応の推進 スクール・サポーターによる学校派遣活動や学校訪問活動を通じて、児童生徒の問題行動等に対する学校と連携した対応を推進しました。 児童虐待事案に対する適切な対応の推進 児童相談所等と連携するなど、児童の安全の確保を最優先とした取組を推進しました。

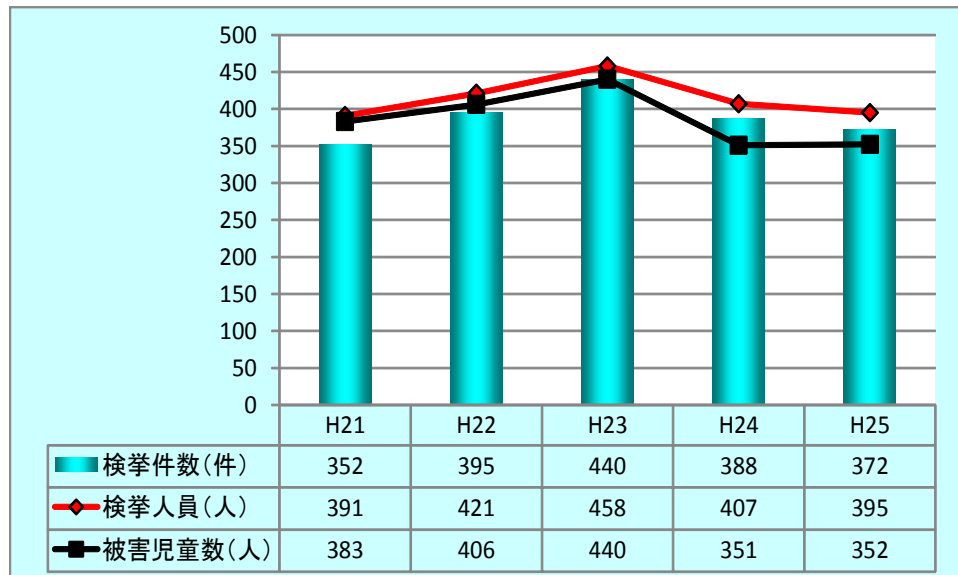
【少年に手を差し伸べる立ち直り支援実施状況】



【非行防止教室及び薬物乱用防止教室開催状況の推移】

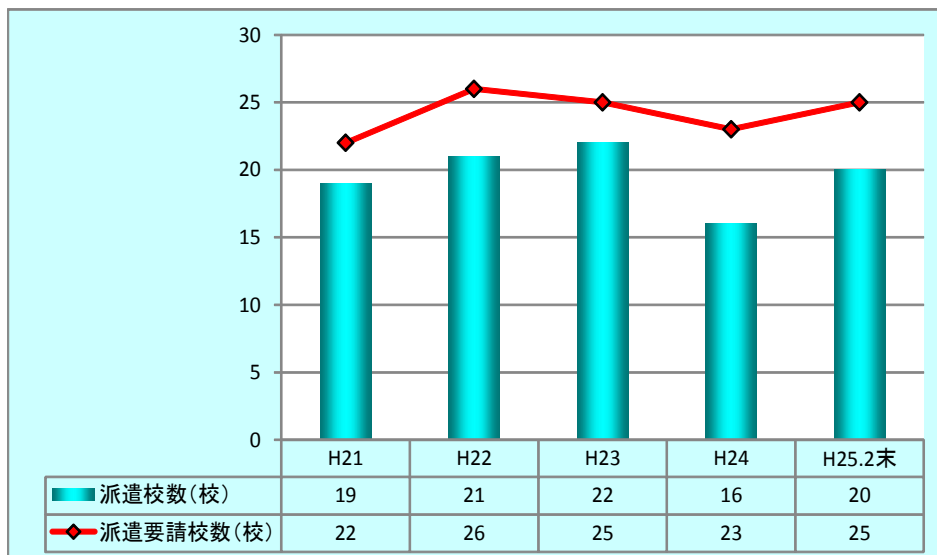


【福祉犯検挙状況の推移】



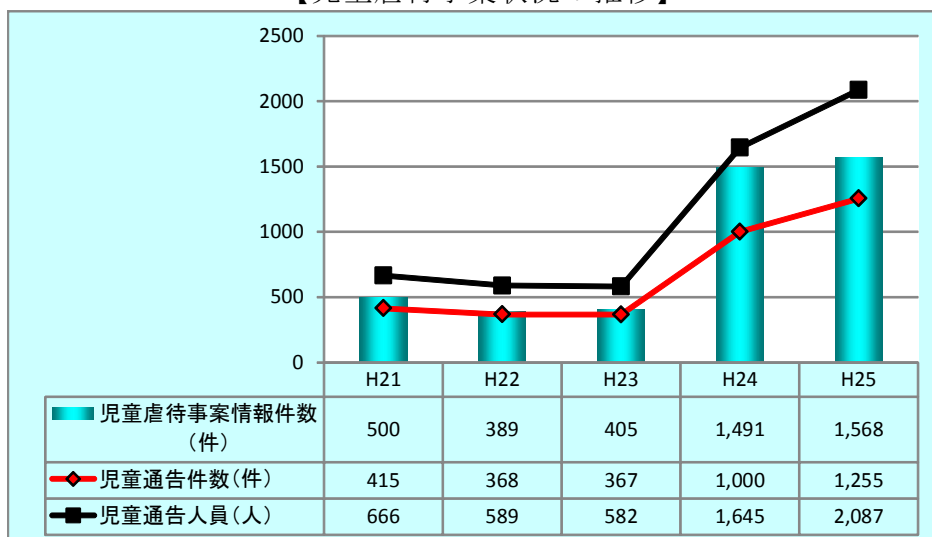
実績(成果)指標

【スクール・サポーター派遣要請校数及び派遣校数の推移】

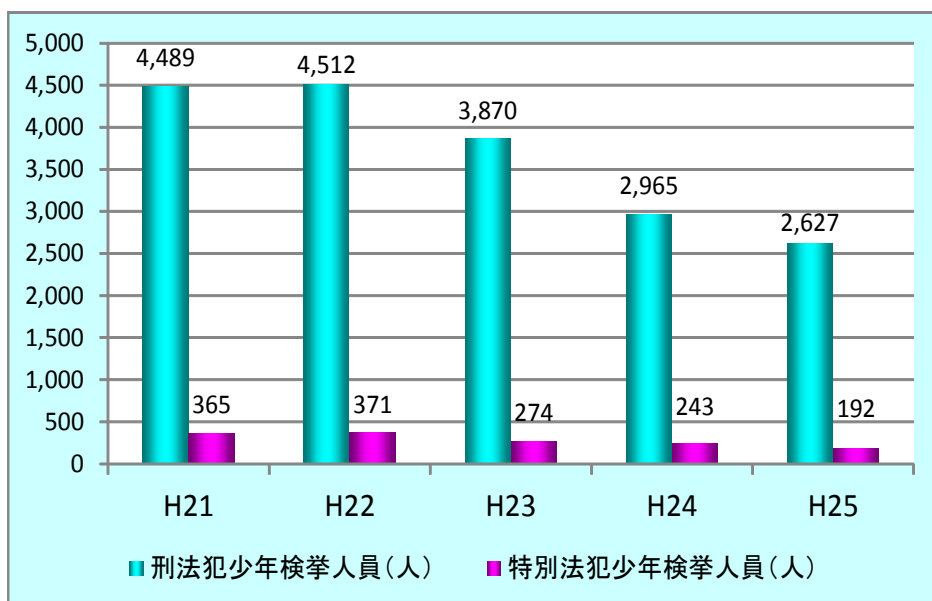


注：年度統計である。

【児童虐待事案状況の推移】

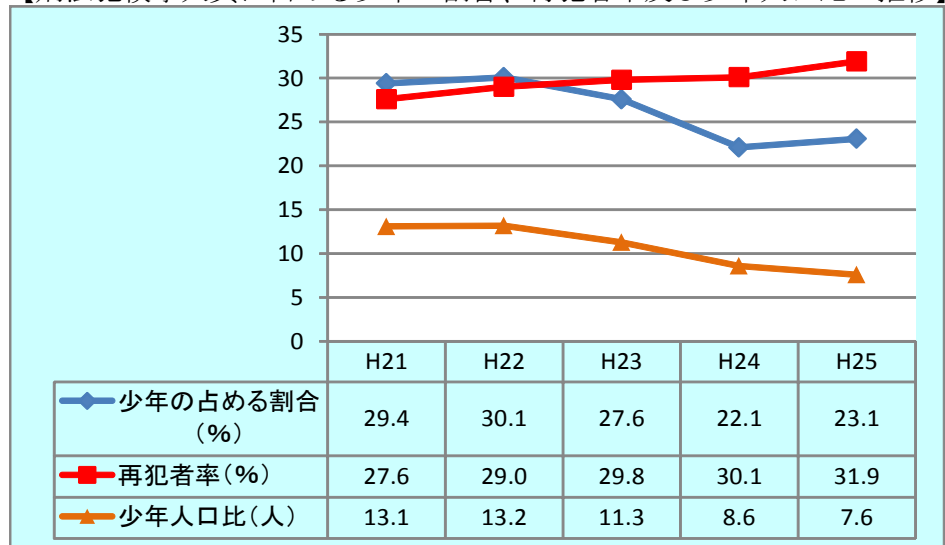


【犯罪少年（刑法犯・特別法犯）検挙人員の推移】



参 考 指 標

【刑法犯検挙人員に占める少年の割合、再犯者率及び少年人口比の推移】



注：少年人口比とは、少年（14歳～19歳）人口1,000人当たりの刑法犯少年検挙人員を表します。

施 策 の 効 果

刑法犯少年検挙人員に占める再犯者の割合がここ数年3割で推移している中、個々の少年の状況に応じた指導・助言や農業体験活動等による立ち直り支援活動を実施した結果、支援中の少年の再犯の割合が1割を切りました。

犯罪少年検挙人員の減少の一要因に非行防止・薬物乱用防止教室等の少年の規範意識向上施策の取組の効果が挙げられます。また、福祉犯罪の取締りや関係機関等との連携した効果的な児童虐待対策を推進するなど、少年の非行防止・保護総合対策が図られました。

今 後 の 課 題

- 1 刑法犯少年検挙人員は減少傾向にありますが、再犯者が占める割合は、増加傾向であることから、悪質・凶悪、非行集団などの少年事件への迅速・的確な捜査・調査を始め、二度と犯罪に手を染めることのないよう、立ち直り支援活動などの少年の健全育成を図るための対策を官民一体となり推進する必要があります。
- 2 児童ポルノ根絶に向けた取組は、全国を挙げ推進しており、児童ポルノ事犯を始め、少年の福祉を害する犯罪への取組を推進する必要があります。
- 3 保護者等からの虐待を受け、児童が死亡する事案が後を絶たないなど、児童虐待事案への早期対応は喫緊の課題であることから、関係機関等との連携、情報収集を図る必要があります。

方 針

引き続き、少年の検挙・補導活動の推進を図るとともに、関係機関・団体等と連携した立ち直り支援など、少年の非行防止対策を推進します。また、少年の福祉を害する犯罪への取組を推進する一方、フィルタリングの普及促進や児童虐待事案への迅速な対応を図るなど、保護対策を推進します。

施 策 主 管 課
政 策 評 価 担 当 課

生活安全部少年課
生活安全部生活安全総務課

注1：支援対象少年とは、非行等の問題を抱えた少年で、警察が保護者の同意を得て支援の対象とした少年をいいます。

2：スクール・サポーターとは、学校に対して児童生徒の問題行動等や安全対策への助言を行う警察嘱託職員をいいます。

- 3：フィルタリングとは、ネット上の有害なウェブサイトを子供に見せないようにする機能をいいます。
- 4：福祉犯とは、児童に淫行させる行為のように、少年の心身に有害な影響を与え少年の福祉を害する犯罪をいいます。